平成２５年（フ）第４４号
千葉県成田市東町221番地４
債務者　浪川　義夫
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４５号
千葉県印西市小倉台１丁目４番地１棟502号
債務者　鈴木　裕介
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６０号
千葉県成田市幸町1012番地１　ボヌール成田405号
債務者　佐藤　直美（旧姓平山・秋山）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６５号
千葉県佐倉市鍋山町93番地　パステロカーサ101
債務者　齋藤　智一
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５７号
岡山県都窪郡早島町早島4227番地２雇用促進住宅１―107号
債務者　文箭　幸江
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋２丁目10番13―Ｄ202号　市営浜ノ茶屋南団地
債務者　東　めぐみ（旧姓矢武）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3558番地４　塚越アパート13号
債務者　山田　直機
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０１号
埼玉県熊谷市新堀1135番地３
債務者　青山　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０７号
静岡県伊東市岡1266番地の５
債務者　片野　英雄
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地１―12―203、前住所埼玉県狭山市根岸２丁目４番１号　ニューシティソアラ204
債務者　高橋　将志
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４１号
埼玉県所沢市北有楽町１番２―901号　所沢メゾンドパルク、前住所埼玉県所沢市元町28番２―1303号　コスモ所沢グランステージ
債務者　鮎川　雄一
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４２号
埼玉県所沢市北有楽町１番２―901号　所沢メゾンドパルク、前住所埼玉県所沢市元町28番２―1303号　コスモ所沢グランステージ
債務者　鮎川　由美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５２号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目２番地２　みずほ台マンションＡ―103
債務者　岡　　省一
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５５号
埼玉県狭山市大字東三ツ木292番地の１　第２中里荘201
債務者　本庄　慶子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５６号
埼玉県入間市大字仏子1216番地３　レオパレスウインド204
債務者　中山　敬司
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１６０号
埼玉県富士見市大字鶴馬3460番地４　Ｌａｄｅｎえざわ301
債務者　江澤　瑞穂（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６９６号
川崎市川崎区日進町26番地11　トーア川崎マンション911
債務者　横田　典康
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係